

平成 29 年 5 月 12 日

各 位

不動産投資信託証券発行者  
ケネディクス商業リート投資法人  
代表者名 執行役員 浅野 晃弘  
(コード番号 3453)

資産運用会社  
ケネディクス不動産投資顧問株式会社  
代表者名 代表取締役社長 田島 正彦  
問合せ先  
商業リート本部 企画部長 野畑 光一郎  
TEL: 03-5623-3868

### 第三者割当による新投資口発行における発行口数の確定に関するお知らせ

ケネディクス商業リート投資法人（以下「本投資法人」という。）は、平成29年3月31日及び平成29年4月11日開催の本投資法人役員会において、公募による新投資口発行及び投資口売出し（オーバーアロットメントによる売出し）と同時に決議いたしました第三者割当（以下「本第三者割当」といいます。）による新投資口発行に関し、本日、割当先より発行予定口数の全部につき申込みを行う旨通知がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 本第三者割当による新投資口発行

- |                       |                                  |
|-----------------------|----------------------------------|
| (1) 発行新投資口数           | 4,000口<br>(発行予定投資口数4,000口)       |
| (2) 払込金額<br>(発行価額)の総額 | 898,188,000円<br>(1口当たり金224,547円) |
| (3) 申込期間<br>(申込期日)    | 平成29年5月16日(火)                    |
| (4) 払込期日              | 平成29年5月17日(水)                    |
| (5) 割当先               | SMB C日興証券株式会社                    |

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の第三者割当による新投資口発行に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、発行法人又は売出人から入手することができ、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

〈ご参考〉

1. 本第三者割当による新投資口発行は、平成29年3月31日及び平成29年4月11日開催の本投資法人役員会において、公募による新投資口発行及び投資口売出し（オーバーアロットメントによる売出し）と同時に決議したものです。本第三者割当の内容等については、平成29年3月31日付の「新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ」及び平成29年4月11日付の「新投資口発行及び投資口売出しに係る価格等の決定に関するお知らせ」をご参照下さい。

2. 本第三者割当による発行済投資口の総口数の推移

現在の発行済投資口の総口数	503,700口
本第三者割当に係る新投資口発行による増加投資口数	4,000口
本第三者割当に係る新投資口発行後の発行済投資口の総口数	507,700口

3. 本第三者割当による調達資金の用途

本第三者割当による新投資口発行の手取金（898,188,000円）については、短期の借入金の返済資金に充当する予定ですが、残余があれば手元資金とし、将来の特定資産の購入資金の一部又は借入金の返済資金の一部に充当します。

（注）調達する資金については、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。

以上

\* 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

\* 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.krr-reit.com/>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の第三者割当による新投資口発行に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、発行法人又は売出人から入手することができ、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。